

財務省第12入札等監視委員会  
令和元年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和元年12月17日(火) 福岡合同庁舎5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 堺 祥子(井口・堺法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和元年7月1日(月) ~ 令和元年9月30日(月)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 行橋税務署内部改修工事 契約相手方 : 株式会社ウエダ (法人番号 3290801015553) 契約金額 : 36,300,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年7月25日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(公共工事)	1件	契約件名 : 令和元年度松崎西住宅内部(空家)改修その他工事 契約相手方 : 株式会社長建 (法人番号 6290001023230) 契約金額 : 191,950,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年9月18日 担当部局 : 福岡財務支局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 門司税関鋼製浮棧橋維持上架一式 契約相手方 : 大田造船株式会社 (法人番号 6250001005190) 契約金額 : 3,564,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年7月12日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 監視艇「なんせい」上架整備工事 契約相手方 : 鹿児島ドック鉄工株式会社(法人番号 1340001000971) 契約金額 : 12,744,000円(税込) 契約締結日 : 令和元年8月1日 担当部局 : 長崎税関
随意契約(物品役務等)	-1件	-
うち応札(応募)業者数 1者関連	-1件	
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 1】</b>            契約件名 : 令和元年度松崎西住宅内部(空家)                      改修その他工事            契約相手方 : 株式会社長建                          (法人番号 6290001023230)            契約金額 : 191,950,000円(税込)            契約締結日 : 令和元年9月18日            担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>高額、かつ、高落札率であることから、予定価格の積算が適正か、競争性が働いているのかについて確認したい。</p>	
<p>工事費内訳書について、入札の際に提出されたものと随意契約の際に提出されたもので、区分の方法に差はあるのか。また、随意契約にあたり、契約相手方以外からも見積書を徴取しているのか。</p>	<p>入札の際に提出されたものと随意契約の際に提出されたもので、区分の方法に差はない。なお、随意契約にあたり、契約相手方以外から徴取した見積書はない。</p>
<p>本件については、急を要する工事とは思えないが、なぜ随意契約を行ったのか。</p>	<p>本件に関しては、一度、不落となったものの再度公告案件である上、工期との兼ね合いもあり、三回目の入札を実施するよりも随意契約によるのが妥当と判断したものである。</p>
<p>随意契約に係る見積書について、提出は1度だけなのか。また、その際に価格交渉を行っているのか。</p>	<p>見積書の提出は1度だけであり、価格交渉は行っていない。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 2】</b>            契約件名 : 門司税関鋼製浮棧橋維持            上架一式            契約相手方 : 大田造船株式会社            (法人番号 6250001005190)            契約金額 : 3,564,000円(税込)            契約締結日 : 令和元年7月12日            担当部局 : 門司税関</p>	
<p>極めて高落札率であり、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>市場価格調査について、1者から曳航費用等の部分的な見積もり、別の1者から全体的な見積もりを徴取しているが、このように見積書を徴取した理由について、及び2者からのみ見積書を徴取した理由について説明願いたい。</p>	<p>本件は公表資料がない、曳航船等の船舶手配に係る費用調査が目的であったため、1者について必要項目のみの見積徴取となったものである。            2者から見積書を徴取した理由は、過去に契約実績がある者に見積依頼をしたことによる。</p>
<p>入札参加者が前回より1者増えたということであるが、詳細を説明願いたい。</p>	<p>前は平成20年に入札を実施しており、3者が参加していた。</p>
<p>棧橋の耐用年数及び改修時期の目安について、説明願いたい。</p>	<p>上架作業の際、現状確認及び造船所の意見を参考にして、今後の改修を検討するものであり、実質的な耐用年数等は老朽度合いを踏まえ判断している。</p>
<p>棧橋を新造する際の、スケジュールも特に決まっていないのか。</p>	<p>監視艇が大きくなる等、既存の浮棧橋で対応できなくなる場合は、新造を検討することとなる。            棧橋を使用できる期間に上限はなく、今後も継続して使用するために維持上架を行っていることを、ご理解いただきたい。</p>
<p>上架期間中、仮の棧橋を用意するのか。</p>	<p>別の棧橋を保有しており、そちらを使用するため、仮の棧橋は用意していない。</p>
<p>仕様書の5(1)に「係留港から80マイル以内に上架できる施設」という条件があるが、その理由について説明願いたい。</p>	<p>1日に曳航船が運搬できる距離(80マイル≒150 Km)を踏まえ、このような条件にしている。</p>
<p>曳航できる距離を条件にすることで、入札に参加できる造船業者の数が限られるのではないのか</p>	<p>門司港に係留する船舶関係の入札には、関門地区に所在する4～5者の造船所が参加していることから、限定するものではないと理解している。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 3】</b>            契約件名 : 監視艇「なんせい」上架整備工事            契約相手方 : 鹿児島ドック鉄工株式会社            (法人番号 1340001000971)            契約金額 : 12,744,000円(税込)            契約締結日 : 令和元年8月1日            担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>高落札率であり、応札者も少ないことから、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>過去の工事实績一覧表を見ると、いずれも落札率が90%超と極めて高率となっているが、価格設定の際に業者の金額を参考としているために厳しめの金額になっているのか。</p>	<p>予定価格を算出する際に、過去に落札した実績のある業者から参考見積を徴取しており、その結果、現実的な価格を予定価格として設定しているため、必然的に落札率が高くなっている。</p>
<p>工事を請け負う業者が現実的には2者しかないのか。過去にA社やB社が入札に参加し、B社は落札実績もあるが、A社やB社は現実的に工事を請け負う見込みがないから2者からの見積書となっているのか。</p>	<p>毎回入札に参加しているのが鹿児島ドック鉄工とC社であり、2者からの価格が予定価格を算出する際、現実的な価格と考えているので参考見積を頂いている。</p>
<p>A社、B社には入札参加の声掛けをしているのか。</p>	<p>なんせいは鹿児島港を定係港としているが、長崎港や八代港で落札実績のあるA社等の業者へも声掛けを行っている。</p>
<p>仕様書を見ると、改造工事が入っており、なんせいは新造船と聞いているが改造工事は必要だったのか。</p>	<p>なんせいは平成30年10月に竣工しており、確かに新しい船ではあるが、職員から運航上必要であるとの意見を踏まえ、今回改造工事を実施している。</p>
<p>仕様書を取りに来た業者も鹿児島ドック鉄工とC社の2者のみか。</p>	<p>鹿児島ドック鉄工とC社の2者のみが入札参加の説明を受けている。</p>
<p>なんせいは鹿児島港が定係港であるが、鹿児島地域には、なんせいの工事を請け負える造船業者は他にいないのか。</p>	<p>同地域に参加資格を持っている業者は、おそらく他にもいるとは思われる。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>【事案 4】</b>            契約件名 : 行橋税務署内部改修工事            契約相手方 : 株式会社ウエダ                              (法人番号 3290801015553)            契約金額 : 36,300,000円(税込)            契約締結日 : 令和元年7月25日            担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>高落札率であり、応札者も少ないことから、予定価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>工事費内訳書について、会社によって様式が異なっているが、何か理由があるのか。</p>	<p>工事費内訳書については、入札書に添付する必要があることから、参考様式を当局ホームページの調達情報に掲載しているが、様式自体は特に定められたものではないため、必要事項が記載されていれば適宜の様式も使用可能としている。</p>
<p>T社は、詳細な工事費内訳書を提出している割には入札金額が予定価格と乖離して高額となっているが、何か理由はあるのか。又は、積極的に受注しようとしていなかったということか。</p>	<p>工事費内訳書の内容を確認したところ、直接工事費については内訳に問題はなく、個々の項目を積み上げた結果、高額となっており、共通費についても高額となっていた。            直接会社に確認した訳ではないが、当局の入札に初めて参加した業者であり、様子見の可能性はあったと思われる。</p>
<p>入札に参加した業者以外に声掛けを行ったのか。</p>	<p>入札参加申込期限の前に参加状況を確認したところ、4者の申込みが確認できたことから、特に声掛け等は行っていない。</p>
<p>入札金額に近い3者は、合計金額だけを見れば予定価格に近い金額となっているが、細かく内訳を確認してみると予定価格と比べて直接工事費が多く、共通費が少なめとなっており、予定価格と費用の割合が相違していると思われる。            予定価格における直接工事費の積算が、実勢価格と違っているのではないかと思われるが、その点についてはいかがか。</p>	<p>直接工事費の積算については、設計事務所が積算した単価を使用しているが、公表されている市場単価の中には施工規模に見合わないものもあるため、必要に応じて割増係数を用いて補正を行うなど、適正な価格となるよう調整を図っている。            今後とも適正な市場価格の把握に努めることとしたい。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>全体の調達案件については、総じて適法かつ適正な調達手続きが行われていることを確認した。</p>	
<p>(第1事案について) 不落随契に至る経緯は適切であったと理解しているが、再度公告になった経緯を勘案すると、例えば工事規模を分割する等の見直しを行い、参加業者を増やすような工夫を行われたい。</p>	
<p>(第2事案について) 前回に比べ、新規業者が1者増えたことは評価できるが、業界調査を行った際の参考見積もりを徴取した業者数が少なく、かつ、入札参加が見込まれる業者からのみの徴取となっているため、今後は広く調査する必要があると考える。</p>	
<p>(第3事案について) 参考見積りは、入札参加の見込みがある2者からしか取っていないので、より多くの業者から参考見積りを取るべきではないかと考える。監視艇なんせいについては、鹿児島ドック鉄工とC社の2者だけの落札が続いており2者間で競争が働いているとも見えるが、新規業者が参加しないと、2者の緊張関係が生まれにくくなるので、長崎税関では業者の数は多くないと思うが、より新しい業者の参加を促す必要があると考える。</p>	
<p>(第4事案について) 予定価格の積算については、適正であった。 入札参加者がそれほど多くないため、繁忙期を避けて工事期間を設定するなど、より参加者を増やすための努力が必要であると考えます。</p>	